

厳原港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和5年3月

厳原港港湾管理者

長 崎 県

本計画書は、港湾法第三条の三の既定に基づき

- ・平成 9年10月 第27回長崎県地方港湾審議会
- ・平成 9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成15年 9月 第37回長崎県地方港湾審議会
- ・平成18年 2月 第40回長崎県地方港湾審議会
- ・平成24年 1月 第45回長崎県地方港湾審議会
- ・平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾審議会
- ・平成27年10月 第48回長崎県地方港湾審議会
- ・平成30年10月 第49回長崎県地方港湾審議会

の議を経た厳原港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1. 小型船だまり計画	2
土地造成及び土地利用計画	4
1. 土地利用計画	4

変更理由

久田地区において、漁業活動の安全性並びに利便性の向上を図るため、小型船だまり計画を変更する。

巖原地区において、港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1. 小型船だまり計画

1-1 久田地区

漁業活動の安全性並びに利便性の向上を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

防波堤 延長 1 3 0 m [既設]

物揚場 水深 4 m 延長 5 0 m [既設]

水深 3 m 延長 2 7 5 m [既設の変更計画]

小型栈橋 3 基 (うち 1 基既設) [既定計画の変更計画]

船揚場 延長 3 0 m [既定計画]

埠頭用地 3 h a [既設]

なお、これに伴い、水深 3 m 物揚場 4 0 m を廃止する。

既設

防波堤 延長 1 3 0 m

物揚場 水深 4 m 延長 5 0 m

水深 3 m 延長 3 1 5 m

小型栈橋 1 基

埠頭用地 3 h a

既定計画

小型栈橋 1基

船揚場 延長30m

土地造成及び土地利用計画

1. 土地造成及び土地利用計画

1-1 巖原地区

港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

単位：ha

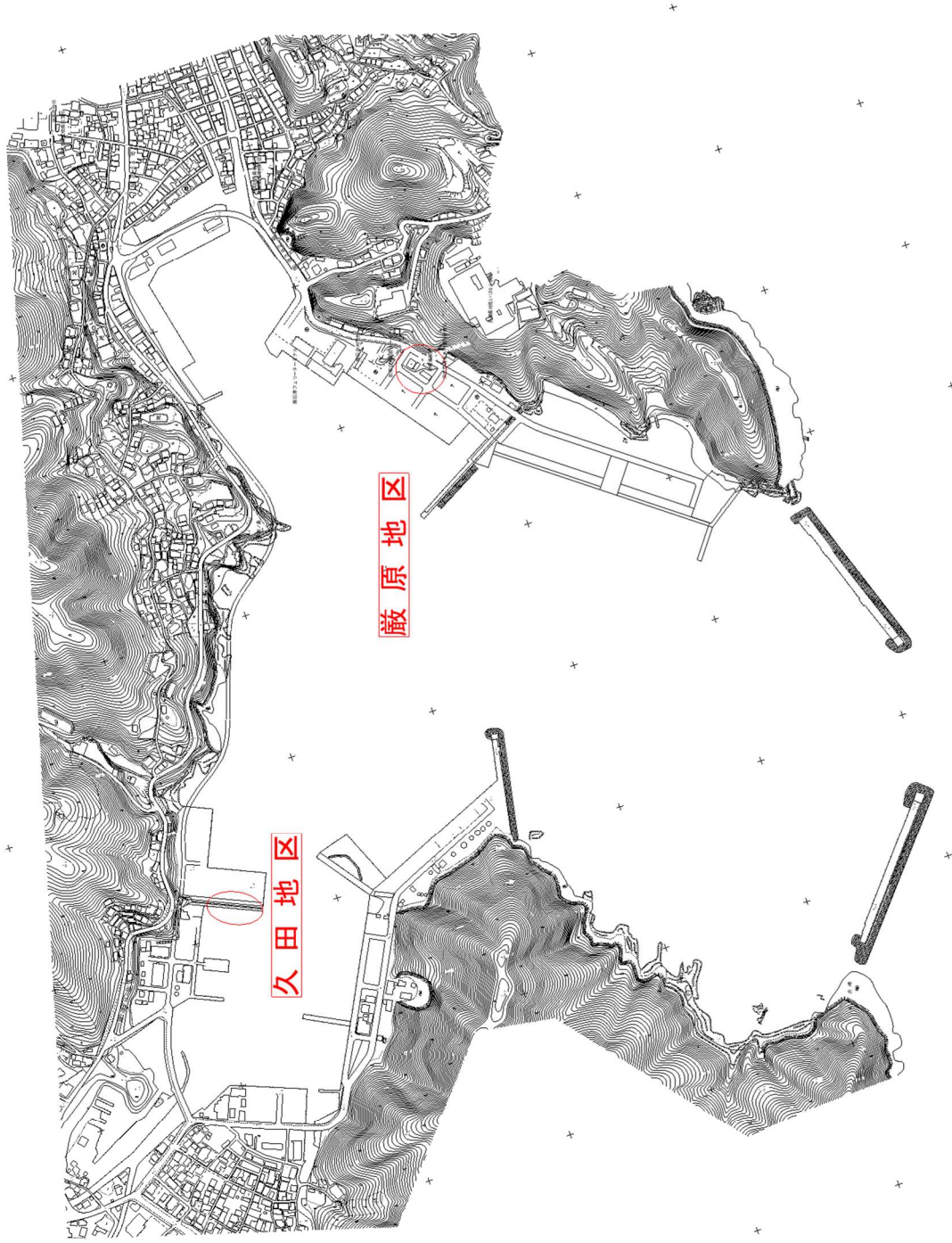
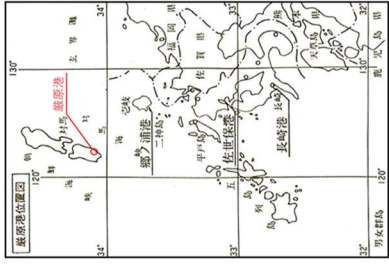
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	合計
巖原地区	(7)	(5)	(2)	(1)	(14)
	7	5	2	1	14

注1) ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

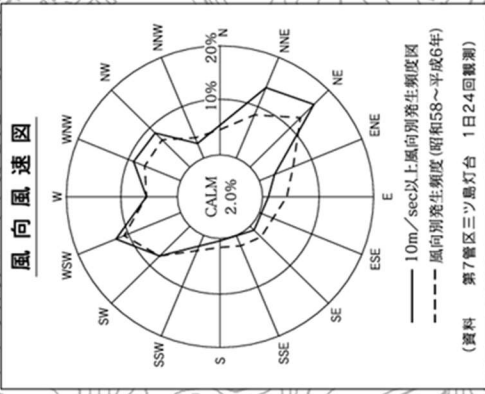
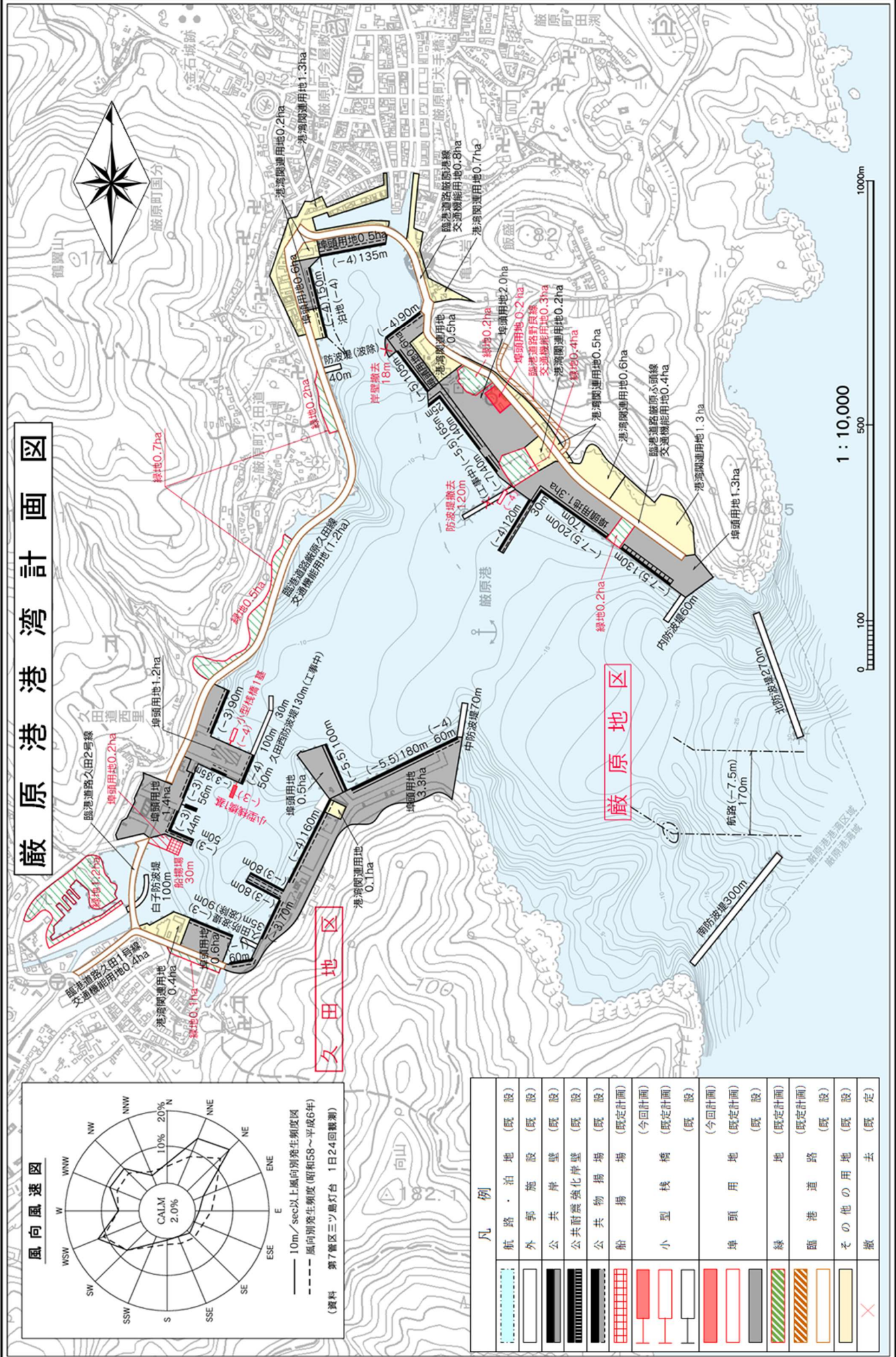
注3) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

巖原港港湾計画位置図



凡例：計画変更箇所 ○

敵原港灣計畫圖



凡例	
	航路・泊地 (既設)
	外郭施設 (既設)
	公共岸壁 (既設)
	公共耐震強化岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	船揚場 (既設計画)
	小型棧橋 (今回計画)
	埠頭用地 (既設計画)
	緑地 (既設)
	臨港道路 (既設計画)
	その他の用地 (既設)
	撤去 (既定)

1 : 10,000
 0 100 500 1000m

